三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	柴田　明徳
変更後	―

(2)　変更年月日
平成二十三年一月三十一日

○近畿地方整備局告示第四十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年三月一日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号
近畿地方整備局長　12
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社確認検査機構アネックス

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	田坂　恭子、丸山　修一

(2)　変更年月日
平成二十三年二月十四日

○四国地方整備局告示第九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月一日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十三号及び百九十四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高知市旭町一丁目字堂ノ西三一番一から同市旭町一丁目字下中田四二番一まで	前	二六・七〇～三三・六〇メートル	〇・一二六キロメートル
	後	二七・九〇～三一・一〇メートル	〇・一二六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月一日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十三号及び百九十四号	高知市旭町一丁目字堂ノ西三一番一から同市旭町一丁目字下中田四二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月一日

○九州地方整備局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月一日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
小城市小城町字北小路二六八番二から同市小城町字蛭子町四三一番一まで	前	一五・六〇～二二・五〇メートル	〇・一〇二キロメートル
	後	一六・二〇～三八・二〇メートル	〇・一〇二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月一日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三号	小城市小城町字北小路二六八番二から同市小城町字蛭子町四三一番一まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月一日

○北海道開発局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月一日

北海道開発局長　高松　泰

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道瀬棚郡今金町字美利河三六番二から同町字宮島一五五番一まで	前 BA	一五・八九～三六・四九メートル	一・〇七二キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 BA	二一・六三～一〇五・一四メートル	〇・九七二キロメートル	
北海道瀬棚郡今金町字宮島一三六番二から同町字花石一四五番一まで	前 BA	一五・八九～三五・四九メートル	一・〇七二キロメートル	〃
	後 BA	二一・六三～一〇五・一四メートル	〇・九七二キロメートル	
	前 BA	九・〇〇～一四四・〇〇メートル	一・七〇四キロメートル	
	後 BA	一二・二〇～一一八・〇〇メートル	一・四二三キロメートル	
	前 BA	九・〇〇～一四四・〇〇メートル	一・七〇四キロメートル	
	後 BA	一二・二〇～一一八・〇〇メートル	一・四二三キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部